



川遊びや釣りなどで川を利用する人が増える、本格的な夏を迎えようとしています。利根川ダム統管理事務所では、ダムからの放流によって川の水が増える際、水難事故防止を目的に、スピーカーや警報車などによって川を利用する人に注意喚起を行っています。

また、昨年の「関東・東北豪雨」のような大雨により、河川の水位が急激に上昇することが予想される場合には、サイレン(50秒鳴らして10秒休みを3回繰り返す)による警報を行う場合があります。放流警報所周辺の皆さまには、ご迷惑をお掛けしますが、警報の実施目的についてご理解いただきますようお願いいたします。

川の水位・雨量などリアルタイム情報

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyoo.do>

利根川ダム統管理事務所  
パソコンサイト

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>

モバイルサイト

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/teikyoo/mobile/>



大切な命を守るために

- ・付近で雨が降ってなくても、上流の雨などにより突然川の水位が上がることがあります。最新の気象情報などを常に意識しましょう
- ・サイレンが鳴ったら、ただちに川から離れてください
- ・川には、子どもだけで遊びに行かせるのではなく、大人と一緒にのときに出掛けるなどの配慮をしましょう



消防ポンプ操法競技会結果

- 市競技会
    - ポンプ車の部 優勝/第1分団 第4部、準優勝/第4分団 第1部、第3位/第1分団 第1部
    - 小型ポンプの部 優勝/第4分団 第5部、準優勝/第6分団 第2部、第3位/第7分団 第4部、第4位/第4分団 第4部
  - 利根沼田競技会
    - ポンプ車の部 準優勝/第1分団 第4部、第3位/第4分団 第1部、第5位/第1分団 第1部
    - 小型ポンプの部 準優勝/第4分団 第5部、第3位/第4分団 第2部、第4位/第7分団 第4部
  - 個人表彰
    - ポンプ車の部 指揮者/第1分団 第4部 瀧澤讓選手
    - 小型ポンプの部 指揮者/第4分団 第4部 松井文徳選手、3番員/第4分団 第5部 星野悟選手
- ※第1分団 第4部は、8月20日(土)開催の県競技大会へ出場  
問い合わせ 防災対策課消防係 内線3363へ

年金の窓口から  
お知らせ



保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく保険料の納付困難な場合、一定の基準で納付を免除する申請免除と猶予する納付猶予制度があります。

どちらも原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日(金)からです。

■申請免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)されます。

■納付猶予制度

50歳未満で、本人や配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-21607へ

お知らせ

子育てコンシェルジュからのお知らせ  
地域子育て支援センターの紹介



0歳から就学前のお子さんと保護者が気軽に楽しく過ごせる場所です。今月は「チャイルドハウスめぐみ」を紹介します。木の香りのする八角形のセンター内で、製作やリトミック、ママサークルの活動、給食試食会などを行っています。子育てについての相談や情報交換もできます。お気軽にお出掛けください。

電話 0278-4163  
ホームページ <http://www.me.gumi-n.com>  
開館日時 日曜日、祝日、年末年始を除く、午前10時〜午後3時  
その他 保育園の行事などで休み等の場合もあります。ご利用の際はお問い合わせください  
問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎77257へ

住所 清水町4330

お知らせ

認知症初期集中支援チーム

認知症について悩むあなたをサポート

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症専門医や専門職が「認知症初期集中支援チーム」として活動します。

認知症の人(疑いのある人)やそのご家族に対し、一人一人の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援を行います。お気軽に相談ください。

対象 40歳以上で、次のいずれかに該当する人

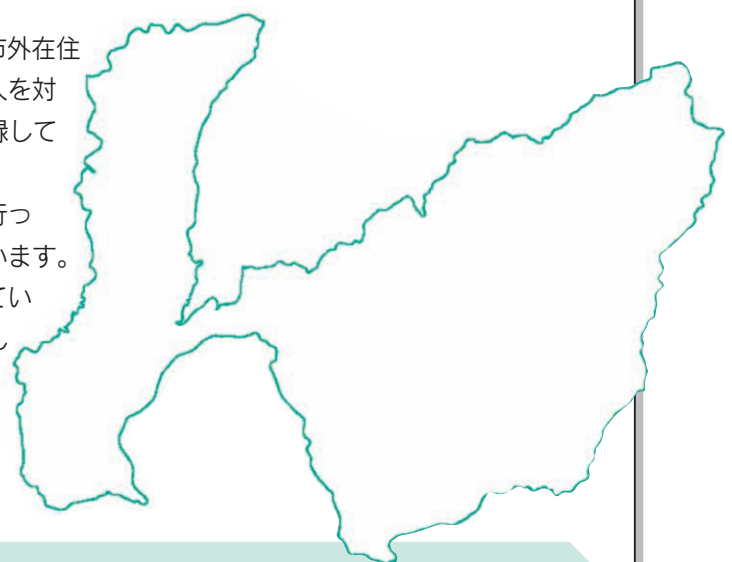
- ①認知症の診断を受けていない人、または治療を中断している人
- ②医療サービス・介護サービスを利用していない人、または中断している人
- ③何らかのサービスを受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応して良いか困っている人

費用 無料  
問い合わせ 地域包括支援センター ☎1112へ

準市民を募集します

問い合わせ 企画課政策調整係 ☎内線3223

準市民制度は「ふるさと市民制度」として、本市出身の市外在住者や、居住経験はなくても本市にゆかりや関わりのある人を対象にした希望者による登録制度で、現在約3,400人が登録しています。



登録した人には、市のイベントや交流会などの案内を行っています。また、市への各種情報提供などをお願いしています。

これからも一層、準市民の輪を広げていきたいと考えていますので、お知り合いや就職、進学で転出されたお子さんなどをご紹介します。

登録料・年会費 無料  
登録手続 窓口や郵便、電話、電子メール

準市民交流会へグループで参加しませんか

準市民交流会は、準市民制度の中心事業として「準市民の皆さんの帰郷機会の提供」と「準市民の皆さんとの交流機会の創出」のため、毎年沼田まつりの行われる8月4日に開催しています。

交流会は、観光地を巡る第1部のバスハイクと、市民も一緒に参加する第2部の歓迎セレモニーの構成で行われています。

個人だけでなく、グループや家族での参加も歓迎します。同窓会の会場として、懐かしい人との語らいの場として、家族の夏の思い出の一こまとして、ぜひ、参加してください。同窓会などグループ単位での参加は、随時、相談を受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。